



季刊「鯨組み」

NPO法人 クジラ食文化を守る会
〒104-0055東京都中央区豊海町4-5
豊海振興ビル5階(共同船舶構内)
TEL. 070-5580-4522/ FAX. 03-5547-1182
平成26年5月1日発行

平成26年春号<NO.3>



〔巻頭言〕

理事長 小泉 武夫



正論の勇士、潮匠人(うしお まさと)氏は、私が尊敬する論客の一人である。以前、月刊誌『正論』(産経新聞社)に「エコを掲げればテロも許されるのか」という名文を書き、シー・シェパードを持ち上げる環境系雑誌を痛烈に糾弾した。その正論中の正論、といった文章の最後に、実は私の拙著『鯨は国を助く』(小学館)が紹介され、捕鯨国日本の政治家は是非ともこの本を読んで勉強しろ!といったことが書かれている。

潮匠人氏はその中で、この本を以下のような文で紹介して居られ、私はとても嬉しくなって、今もってその文章のコピーを大切に持ち歩いている。私だけが持っていては勿体ないので、以下にその文を紹介しておく。

その本のタイトルは『鯨は国を助く』(小学館)「箸を持った憂国の土が語る」とのコピーが添えられている。著者は小泉武夫博士。現在は東京農業大学名誉教授である。版元の宣伝文を借りよう。

「発酵学、食文化の第一人者が、クジラの素晴らしさと日本人のクジラ愛を語り、シー・シェパードや反捕鯨国・団体の独善と偽善を明快に論破する。悲しいかな、生き物は他の生き物の命をいただいてしか生きられない。反捕鯨派はこうした摂理への洞察が浅すぎる。他民族の食文化を否定する権利など誰にもないのだ!」(小学館公式サイト)

同書は帯で「シー・シェパードを許さない!」と訴える。本文で小泉博士は、SSを「テロリスト集団」と非難し「このような妨害行為により、日本の調査捕鯨の実績は、この二年間で目標の六割以下にとどまっている」と警鐘を鳴らす。

古記によれば、神武天皇も鯨を食した(『古事記』)。『日本書紀』にも『万葉集』にも『吾妻鏡』にも捕鯨に関する記述がある。小泉博士は「クジラの油がなければ、江戸の夜はかなり暗かったであろう」とも指摘する。以下も傾聴に値する。

「確かに、クジラを獲り、殺し、食べることは切ないことである。だからこそ、その罪に対して許しを請い、同時にクジラに対してせいっぱいの感謝を込めたのであろう。だから、捕鯨の基地や捕鯨地にはたいていクジラの供養塚があったり、鯨鯢塚が建てられているのだ。(中略)このような国は日本以外にはない」捕鯨は恥ずべき「残忍な行為」などではない。守るべき日本の伝統文化である。鯨は日本の伝統的な食文化である。日本が古来、島国であったから、そうなのであろう。今や、食料自給率百パーセントを誇るのはコメと鯨肉だけである。海洋国家の戦略としても、決して反捕鯨国の圧力に屈してはならない。グローバルを自負するエコ陣営に与するなど論外である。

「おばけ」と聞くと、何か怪しいものを連想するが、これは漢字で「尾羽毛」と書き「おばいき」ともいわれ、鯨の尾鰭を指す。いまでも捕鯨業者は、鯨の尾鰭を「おば」という。

そして、尾羽毛をできるだけ薄くスライスし、これを熱湯で湯がいてから、冷水に晒した食品が、本来の「さらしくじら」である。江戸時代には尾鰭を食材とした「さらしくじら」を「テイラ」と称していたが、いまではこの言葉は失われている。最近では「さらしくじら」の食材として、本皮も使われているようであるが、鯨の尾鰭は「本皮」と違って、油分がなく、コラーゲンに富むので、テイラはコリコリして歯触りがよく酒の肴によく合う。特に夏の晩酌などには、格好の食品である。

鯨はまた、1対の胸鰭を持つが、捕鯨業者は胸鰭のことを「たっぱ(立羽)」と呼ぶ。胸鰭は「さらしくじら」の食材にならない。これは鯨が水中生活に適應進化する過程で陸上生活時代の手が鰭になったのであり、薄く、中に骨が詰まっているからである。因みに、「たっぱ」の尺骨と橈骨の間の肉を「みゃくつぼ(壺)」といい、これは捕鯨の現場で働く人だけしか味合えない珍味である。

最近、和食が世界で持てはやされているが、「さらしくじら」は日本独特の食品である。そして、その食材である鯨の尾鰭は、日本人だけが利用している。日本では昔から“鯨はどこも捨てるところがない”と言われてきたように、日本人は鯨を捕獲すると、昔からその体全体を余すところなく、食料を主とする生活の種々の面に利用してきた。そして、日本独自の世界に誇る、優れた鯨食文化を築いてきた。尾鰭の食用としての利用もその例外ではない。

先住民生存捕鯨として現在も国際捕鯨委員会(1WC)から捕鯨が許され、生存のためと称して鯨体を利用しているイヌイットでさえも、尾鰭は捨てている。ましてや、欧米での捕鯨においては、ごく一部を除いては、鯨を食用として利用せず、生物資源としての鯨類を無駄にしてきた。

食材としての尾鰭の形と大きさは鯨の種類によって異なるが、ほぼ三日月型をしており、その断面は飛行機の翼のように流線型をしている。捕獲した個体を処理する過程で尾鰭を体軸に平行に、8-10cmの厚さに切り揃え、かつては塩蔵して貯蔵したが、現在では、もっぱら冷凍して保存する。鯨の尾鰭には油分が殆どないので、長期間塩蔵しても、油焼けしないで、簡単な包装で遠方まで輸送できた。

生物学的には、鯨の尾鰭は発生の途中で尾の先端部の皮膚が水平に伸びて形成されたものであり、魚のように尾鰭に骨が通っていない。全体がゴムタイヤのように硬い結締組織でできており、鯨は太く長い尾を上下に振り、その先端に大きく広がる尾鰭によって強力な推進力を生じて、水中を高速で泳ぐことができる。

鯨の尾鰭は胎内で発生の途中で発達し、生まれた直後に、哺乳類である鯨は、空気を呼吸するために水面に向けて尾鰭を使って自力で泳ぎ出さなければならない。しかし、生まれる前に尾鰭が水平に広がって硬くなっていては、胎児が狭い産道を通り抜けて水中に生まれ出ることができない。そこで鯨類は進化の過程でこの難問を解決している。第1に胎児の尾鰭は妊娠期間の進行とともに発達して成体とほぼ変わらぬ形に伸びるが、子宮にいる内は柔らかく尾の先に巻物のように丸まって収まっている。そして、鯨は必ず尾から先に水中に出る。尾鰭が最初に水中に出ると、丁度さなぎから羽化したセミの羽が空中で次第に伸びて硬くなるように、長い時間が掛かる分娩の間に、尾鰭が水平に伸びるとともに、次第に硬くなる。そして、水中に生まれ落ちると、直ぐにまだ弱々しいが、尾と尾鰭を懸命に振って自力で水面まで泳いで浮上し、そこで最初の空気を胸一杯に吸う。

「さらしくじら」をじっくりと味わいながら、その食材の製造過程や、鯨の尾鰭の構造や生態と進化の妙、さらには鯨類資源の利用と管理のあり方についても、種々に思いを馳せたいものである。

調査捕鯨裁判は完敗ではない、雨降って地固まる面あり

水産ジャーナリスト 梅崎 義人（理事）

「日本の南極海における現状の調査捕鯨は、国際捕鯨取締条約の規定に収まらない。許可を取り消すこと」国際司法裁判所（ICJ）の裁判は、去る3月31日、日本に敗訴を言い渡した。日本のメディアは揃って日本完敗という報じ方をしているが、そうではない。判決文を精読すると、むしろ「雨降って地固まる」面も見られる。今後のわが国捕鯨の行方を見通してみる。

1. 商業と異なる調査捕獲

去る3月31日にICJが出した判決の要旨は次の3点。

- (1) 日本の南極海における現行の第Ⅱ期調査は捕鯨条約に定める調査捕鯨の範囲に収まらないので、許可を取り消すこと。
- (2) 現行の第Ⅱ期調査は科学的と特徴づけられるが、その計画と実施が調査目的を達成するために合理的と立証されない。
- (3) 第Ⅱ期調査は第Ⅰ期に比べミンク鯨の頭数が大幅に増加し、ザトウ鯨とナガス鯨が追加された理由が十分説明されていない。

オーストラリアがICJに提訴したのは、日本の南極海における第Ⅱ期の調査捕鯨である。

第Ⅰ期（1987～2004年）はミンク鯨300～400頭を捕獲したが、第Ⅱ期（2005年～現在）はミンク鯨を850頭、ザトウ鯨とナガス鯨を50頭ずつ捕獲対象に加えた。

国際捕鯨取締条約は第8条で調査捕鯨をこう規定する。

「締約国政府は適当と認める数の制限に従い、自国民に科学的研究のために鯨を捕殺し、処理することを認める許可書を与えることができる。捕獲した鯨は実行可能な限り加工しなければならない」わが国はこの規定に従って調査を開始している。ミンク鯨の捕獲頭数は統計学者の意見を入れて決めた。第Ⅱ期でザトウ鯨とナガス鯨を捕獲対象にしたのは、第Ⅰ期の目視調査で発見率が非常に高かったのが理由。捕獲してエサ生物の種類、妊娠率、年齢構成、自然死亡率、性成熟年齢などを調べるのが目的である。

この第Ⅱ期調査は、国際捕鯨委員会（IWC）の科学委員会で高い評価を受けている。調査捕鯨（RW）は商業捕鯨（CW）とは鯨の獲り方が全く異なる。CWはキャッチャーボートが解禁日に鯨のエサ場に直行し、大きな鯨を選んで獲った。RWではキャッチャーと母船は隊列を組み、予め設定された調査コースを、目視調査を続けながら航行する。そして捕獲対象の鯨種を発見した時に隊列をはずれて捕獲に向かう。第1発見鯨は仔鯨でもやせた鯨でも獲らなければならない。群れを発見した時は砲手は乱数表を見る。群れの大きさに従い獲る鯨の位置が決められている。前からO列目の左から△頭目という指示だ。どんな大きな群れでも獲れるのは1頭だけである。CWでは自由に獲れた。

2. 小和田判事の常識

ICJの判決は16人の判事のうち12人の判事が賛成して成文化された。12人はすべて反捕鯨国の出身である。日本の小和田判事は一貫して反対の態度を貫いている。その意見を要約すると次の3点になる。

- (イ) 調査研究の計画と実行は締約国の裁量権に委ねている。調査につき異議を申し立てる締約国は具体的な決定的な証拠を提示することが求められているが、原告からその提示はない。
- (ロ) 第Ⅱ期調査につき評価を行っているが、科学に関する専門知識なしに成立せず、ICJの立ち入るべき領域ではない。
- (ハ) 第Ⅱ期調査が成績優秀であったかどうかは争点と関係ない。多少の欠点があったとしても、それを理由に商業捕鯨と断することはできない。多少の欠点をあげつらい、それをもって日本に対し許可書の発給取り消しを命ずる理由にはなり得ない。

小和田判事の指摘は明解である。前述の条約第8条を見る限り、同判事の意見は常識的であるのは言うまでもないことである。

3. 調査中止を潰した議員

ICJの判決を受けて、政府の一部には北西太平洋での調査も中止する動きがあった。だが国会議員がこれを潰した。自民党捕鯨議員連盟の鈴木俊一会長（元環境大臣）は4月3日に安倍首相に調査継続を申し入れた。4月16日には与野党8党の捕鯨関係議員からも調査続行の決議書が首相に手渡された。そして同日には衆院農林水産委員会、翌17日は参院農林水産委員会も「調査継続」を全会一致で決議している。

4月18日、政府は南極海と北西太平洋での調査を従来と内容を修正して続行することを決め、4月26日、宮城県・鮎川港から北西太平洋・沿岸調査の船が出航した。獲る量はミンク鯨100頭だが、東北の漁業復旧に大きな活力源となる。

4. 商業も是認した判決

冒頭で述べたように、ICJの判決内容は日本の完敗ではなく、プラス面もあった。小和田判事の説得力ある意見は、日本の立場を支え今後の礎石となり得る。何よりも注目すべき点は、ICJがRWだけでなくCWも認める見解を示していることである。

第1点は、国際捕鯨取締条約の目的を不変不動のものとして認めている。同条約の目的は「鯨類の保存とその合理的利用ならびに捕鯨産業の健全なる育成」となっている。判決59項は「IWCがこの目的を変更することはできない」と指摘している。多数を占める反捕鯨国は力の勢いで、RW、CWの禁止と異議申立ての権利の削除を条約に盛り込むことを策謀している。ICJの判決はこれを封じることになるわけで、第Ⅱ期RWが否定されたマイナスより計り知れないほど大きい。

第2に「改定資源管理方式」（RMP）に触れていることである。RMPとは、IWCの科学委員会が10年以上かけて開発した、鯨を増やしながらかつ獲り続ける資源管理方式である。科学委は1992年、日本のRWで得られた鯨の科学的データに基づき、南極海のミンク鯨の持続的捕獲量をRMPで分析した。その結果、年間2000頭を100年間捕獲可能、との数字が出てきた。RMPは1994年にIWC本会議で正式に採択されている。ICJはこの事実をIWCが機能している証拠として述べているだけで、日本のRWの正当性には、結びつけていない。納得できない点である。

今回のICJの判決に関連して、一部メディアは日本は南極海での調査をやめるべき、との論調を掲げているが、建設的な主張ではない。日本が調査に着手したのは、商業捕鯨が禁止になったからではない。1982年に禁止が採択された時の理由が、「鯨に関する科学的データが不足している」という点だった。日本のRWは先に触れたように、IWC科学委員会で高い評価を得ている。

日本は捕鯨を止めたほうが対外イメージが良くなる、という意見もある。だが、これも認識不足。日本鯨類研究所が1997年に米国の一流調査会社に依頼して、捕鯨に関する国際世論調査を実施した。資源が豊富な南極海のミンク鯨の捕獲に関して「反対」「賛成」を問うた結果、日本人も驚く結果が出た。

「賛成」が米国で71%、英国で61%、フランスで63%、オーストラリアで53%と、反捕鯨4カ国で「反対」を上回ったのである。

鯨を食料として利用することは世界中が反対はしていない。年間約4億トンもの魚を食べる鯨を間引くことの必要性を、日本は粘り強く世界に訴えるべきだ。